

山梨県動物愛護推進員設置運営要綱

(趣旨)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条及び山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき設置する動物愛護推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

(推進員)

第2条 推進員は、次の各号のすべてを満たす者の中から知事が適当と認める者を委嘱する。

- 一 山梨県内に居住する18歳以上の者
 - 二 動物愛護に熱意と識見を有し、かつ動物愛護行政に協力できる者
 - 三 法に反する行為等により、県又は市町村から指導、勧告、命令等を受けたことがない者
 - 四 第7条の規定により、推進員を解任されたことがない者
 - 五 県が実施する「動物愛護推進員養成講習会」を受講した者
- 2 推進員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 3 知事は、推進員が欠けた場合には、それを補う推進員を委嘱することができる。この場合、補欠の推進員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 4 知事は、推進員に対し、動物愛護推進員の証（別記様式）（以下「推進員証」という。）を交付する。

(活動)

第3条 推進員は、法第38条第2項に定める活動を行う。

- 2 推進員が活動する範囲は、甲府市を除く県下全域とする。

(遵守事項)

第4条 推進員は、活動に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 活動に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、推進員でなくなった後も同様とする。
- 二 相談等を受ける者の人格を尊重し、差別的な取扱いや不快な念を抱かせることのないよう公正かつ丁寧な態度で接すること。
- 三 推進員の身分を、第3条第1項に定める活動以外の目的で使用しないこと。
- 四 推進員の活動を行うときは推進員証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。
- 五 管轄の保健所とは常に連絡を密にし、その指示に従うこと。

(養成講習会)

第5条 知事は、推進員の委嘱にあたり、別に定める要領に基づき推進員養成講習会を開催するものとする。

(報告)

第6条 推進員は、その活動実績について、別に定める要領に基づき管轄の保健所長に報告するものとする。

(解任)

第7条 知事は、推進員が次の各号いずれかに該当する場合は、解任することができる。

- 一 法及び条例に違反する行為を行った場合
- 二 県又は市町村の施策、方針に反する行為を行った場合
- 三 推進員としての役割を果たさない場合
- 四 第4条各号の遵守事項に反する行為を行った場合
- 五 前各号のほか、知事が必要と認めた場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、推進員証を知事に返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月12日から施行する。